

各委託医療機関の長 殿

茨城県保健福祉部長

(公印省略)

茨城県小児慢性特定疾患治療研究事業（医療費助成制度）のうち茨城県単独事業の  
平成21年度改正予定について（通知）

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、本県では、標記治療研究事業について、国の制度のほか、独自に国の認定基準に満たない患者を対象として単独事業を実施しておりますが、平成21年4月から、下記のとおり対象年齢及び給付内容等を改正する予定です。

つきましては、下記の内容をご理解いただきますとともに、下記2の給付内容の改正については、適切なご対応を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 茨城県単独事業の対象者

区分	現行	改正後
対象疾患 (改正なし)	次の5疾患群のうち、国の認定基準に満たない疾患の状態の程度である場合 ①慢性腎疾患 ②慢性呼吸器疾患 ③慢性心疾患 ④膠原病 ⑤神経・筋疾患	
対象年齢 (H21改正)	18歳未満(継続申請は20歳未満)の児童	小学校入学後から18歳未満(継続申請は20歳未満)までの児童
所得制限 (H21導入)	なし	・生計中心者の前年(前々年)の所得額が、393万円未満であること(扶養親族1人につき30万円を加算) ・乳幼児マル福の所得制限に準拠

2 茨城県単独事業の給付内容

区分	現行	改正後
入院(改正あり)	医療保険による患者の自己負担分を公費で負担(現物給付)	医療保険による患者の自己負担分から入院時食事療養標準負担額(1食当たり260円)を控除した額について公費で負担(現物給付)
通院(改正なし)	〃	現行どおり

※茨城県単独事業該当者(黄色の受診券)が入院した場合、入院時食事療養標準負担額(1食当たり260円)は、患者へ請求してください(審査支払機関には請求しないでください)。

※その際の診療報酬明細書(レセプト)への記載は、食事・生活療養の公費①及び②の欄を、0円としてください。

3 茨城県単独事業の自己負担限度額(改正なし)

区分	月額自己負担限度額
院外処方のある月	医療機関 月額 5,000円 院外薬局 月額 10,000円
院外処方のない月	月額 15,000円

※医療保険による患者の自己負担分について、本表の自己負担限度額以内の額は患者へ請求し、限度額を超えた分は審査支払機関へ請求することとなっております。

【問い合わせ先】

茨城県保健福祉部子ども家庭課

児童育成・母子保健担当 小澤

TEL 029-301-3257 FAX 029-301-3269

E-mail ma.ozawa@pref.ibaraki.lg.jp

